合併処理浄化槽への転換のお願い

みなさんはまだ、単独処理浄化槽やくみ取槽をお使いではありませんか？

これらを使用されているご家庭は、トイレの排水は処理されていますが、台所やお風呂の排水は未処理のまま近くの側溝や川に流れてしまっています。

合併処理浄化槽は、家庭からの排水はすべて処理し、下水道と同じくらいきれいになります。

市では、合併処理浄化槽に切り替えていただく方に、補助金制度を設けております。

今年度より、単独処理浄化槽からの転換に係る撤去費の上限が９万円から 12 万円に増額となりました。この機会にぜひ転換をご検討ください。

補助額の例（５人槽で単独処理浄化槽の場合）

項　目	金　額
浄化槽設置（５人槽）	332,000 円
単独処理浄化槽撤去費	120,000 円
宅内配管工事費	300,000 円
合　計	752,000 円

撤去・宅内配管の工事にも補助があります！！

＊上記金額は**上限**で、項目ごとに実際の費用が上限以下の場合はその額が補助額になります。

注 ⑴単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合、保守点検料等の維持管理費は現在の約 1.3 倍になります。

⑵浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理する必要があります。このため、法律により、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。

合併処理浄化槽に転換した際のメリット

悪臭や害虫の発生を抑えられます

身近な小川や排水路がきれいになります

きれいな水なので安心して流せます

まずは裏面の業者へ見積りを依頼してください！

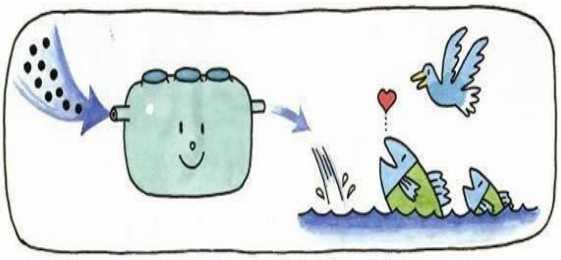

【お問い合わせ先】
いちき串木野市役所
上下水道課　下水普及管理係
☎0996-21-5157
※WEB サイトは右の QR コードよりご覧ください。

※既に合併処理浄化槽を使用しているまたは下水道に接続済みのご家庭にも配布している場合があります。ご了承ください。

いちき串木野市　合併処理浄化槽補助金

●浄化槽設置補助

人槽	5 人槽 （床面積 130 ㎡以下）	7 人槽 （床面積 130 ㎡超）	10 人槽 （二世帯住宅等）
補助金額	332,000 円	414,000 円	548,000 円

●単独処理浄化槽・くみ取槽からの転換に対する上乗せ補助

種類		補助金額	補助内容
撤去費用	単独処理浄化槽	上限　120,000 円	既設の槽を撤去する費用（廃棄処分料を含む）
	くみ取槽	上限　90,000 円	
宅内配管工事費		上限　300,000 円	浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。
浄化槽雨水貯留施設転用費		上限　90,000 円	転換により不要となった槽を雨水貯留槽へ転用するための工事費。

【市内浄化槽登録業者一覧】

登録業者名	電話番号	登録業者名	電話番号	登録業者名	電話番号
㈱石原建設	36-2207	高野組㈲	32-2376	㈱マエダ	32-3137
㈲上原施設	36-4703	テクノ住設	32-6213	㈲前屋設備	32-3692
海江田電機㈱	32-4131	㈲寺田設備	32-2802	丸善設備工業㈱	32-9928
㈱環境保全管理センター	32-9143	西原設備	36-4674	㈲萬造寺組	35-1245
㈲久電社	32-6485	㈱西別府弘組	32-3404	㈱満留建設	33-1323
㈲久木山建設	32-3663	㈲西牟礼建設	36-2282	㈲別府電気商会	32-2633
㈱国料建設	32-9117	㈲ハマベ鉄工設備	35-1322	㈱本田建設	36-2285
㈲坂口組	32-0553	㈲藤田設備工業所	35-0053	㈱リンテル	33-6380
㈲須納瀬設備工業所	32-2609	㈲古川建設	32-2867		
㈲芹ケ野建設	33-0711	㈱外薗総合住宅設備	24-7777		

※補助要件及び市内浄化槽登録業者の詳細については、上下水道課（TEL21-5157）までお問い合わせください。